

## 栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者として知事が行う認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として認定の対象となる者は、次に掲げる者のうち、栃木県内に主たる事業所を置き、かつ適切な業務遂行能力を有する者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）
  - (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）
  - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
  - (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
  - (5) 障害者の自立と社会参加等を目的に、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下「共同受注窓口」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の対象としない。
- (1) 法令等に違反している者
  - (2) 県税等に滞納がある者
  - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
  - (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### (認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて知事に申請するものとする。

### (認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令

第29号)第12条の2の12第3項の規定により、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により、障害者支援施設等に準ずる者を認定したときは別記様式第2号により、認定しないこととしたときは別記様式第3号により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 知事は、申請者が第2条に定める認定基準に該当することを確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

#### (認定の公表)

第5条 知事は、前条第1項の規定により認定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

#### (認定内容の変更)

第6条 第4条の認定を受けた者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更届(別記様式第4号)を知事に届け出なければならない。

#### (認定の辞退)

第7条 第4条の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、認定辞退届(別記様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

#### (認定要件喪失の届出)

第8条 第4条の認定を受けた者は、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかに認定要件喪失届(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、認定を取り消し、その旨を公表するものとする。

#### (認定の取消し)

第9条 知事は、第4条の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定を取り消したときは、速やかに別記様式第7号により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

#### (共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第10条 共同受注窓口を契約の相手方として、令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約(以下「3号随契」という。)を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障害者支援施設等に物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を行うものに限ること。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契の履行期間終了後、速やかに当該契約において物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を受けた障害者支援施設等の名称、各施設への発注内容及び発注金額が分かるものを知事宛て提出すること。

(現況の報告等)

第 11 条 認定を受けた重度障害者多数雇用事業所は、毎年度 4 月末までに、当該年度の 4 月 1 日の状況を、障害者雇用状況計算書兼現況届出書（別記様式第 1 号別添 1）により、知事に報告するものとする。

2 認定を受けた共同受注窓口は、毎年度 4 月末までに、当該年度の 4 月 1 日の状況を、共同受注窓口調書（別記様式第 1 号別添 2）により、知事に報告するものとする。

(実地調査等)

第 12 条 知事は、第 4 条の認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

(報告)

第 13 条 知事から報告の求めがあったときは、第 4 条の認定を受けた者は、知事に報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 4（2022）年 1 月 24 日から施行する。

この要領は、令和 6（2024）年 1 月 31 日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地又は住所:

法人名又は氏名:

代表者職・氏名:

担当者連絡先

部署・職・氏名:

電話・FAX 番号: (電話) (FAX)

メールアドレス:

栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 認定区分（該当するところに「○」を記入）

(1) 特例子会社	
(2) 重度障害者多数雇用事業所	
(3) 在宅就業障害者	
(4) 在宅就業支援団体	
(5) 共同受注窓口	

2 認定事業所（上記1の（1）または（2）に該当する場合のみ記入）

事業所名称	
所在地	

3 主な取扱物品又は役務（サービス）

物品の名称	
役務の名称	

【添付資料】

- (i) 定款等（個人事業主は除く）
- (ii) 会社概要（パンフレット等）
- (iii) 取扱物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- (iv) 別紙1「誓約書」、別紙2「役員等名簿」
- (v) 1の認定区分に該当することを証する書類
  - ・特例子会社の場合にあっては、厚生労働大臣の認定証の写し
  - ・重度障害者多数雇用事業所の場合にあっては、「障害者雇用状況計算書兼現況届出書」（別記様式第1号別添1）
  - ・在宅就業支援団体の場合にあっては、厚生労働大臣の在宅就業支援団体登録通知書の写し
  - ・共同受注窓口の場合にあっては、「共同受注窓口調書」（別記様式第1号別添2）及び共同受注窓口の実施体制が分かる資料（様式任意）

別紙 1

誓 約 書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地又は住所:

法人名又は氏名:

代表者職・氏名:

私は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定申請にあたり、栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要領第2条第2項に規定する各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、別紙「役員等名簿」の記載内容について、暴力団排除に関し、栃木県警察本部に照会することを承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、認定が受けられないことまたは認定の決定が取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別紙2

役員等名簿

No.	商号又は名称	所在地	役職名	姓	名	姓名(カナ)	生年月日				性別	現住所
							年号	年	月	日		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

記載上の注意

- 1 法人その他の団体である場合には、その役員等（業務を執行する社員、取締役、理事、執行役もしくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。  
個人にあっては、その者を記載すること。
- 2 行数が不足する場合には、適宜行数を追加し、全ての役員等を記入すること。

※この調書は、役員等が暴力団等に該当しないことを確認するために利用し、それ以外の目的に利用又は提供することはありません。

## 障害者雇用状況計算書兼現況届出書

年 月 日

栃木県知事様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者職・氏名：

(1) 計算基準日	年 月 日
(2) 労働者数、障害者種別ごとの数	
(A) 労働者の数	人
上記のうち障害者数(a)	人
(a)のうち下記障害種別等の該当者数	
(ア) 重度身体障害者	人
(イ) 知的障害者	人
(ウ) 精神障害者	人
(B) 短時間労働者の数	人
上記のうち障害者数(b)	人
(b)のうち下記障害種別等の該当者数	
(エ) 知的障害者	人
(オ) 精神障害者	人
① 労働者数（短時間労働を含む）	$[A + (B \times 0.5)]$ 人
② 障害者数（短時間労働を含む）	$[a + (b \times 0.5)]$ 人
③ ②のうち重度障害者等の数	$[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + (\text{エ} \times 0.5) + (\text{オ} \times 0.5)]$ 人
(3) 障害者雇用割合	$[\text{②} \div \text{①} \times 100]$ %
(4) 重度障害者等の割合	$[\text{③} \div \text{②} \times 100]$ %

## 記載上の注意

- 1 本表における障害者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者とする。
- 2 本表における労働者及び短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は、1年以上継続して雇用されることが見込まれる者を対象とする。
- 3 (1)欄は、提出日から遡って1ヶ月以内の日とすること。
- 4 (A), (a), (ア), (イ), (ウ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 5 ①欄は、(A)労働者数と(B)短時間労働者に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数とする。
- 6 ②欄は、(a)労働者数のうち障害者である数と(b)短時間労働者のうち障害者である数に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数とする。  
なお、この数は5人以上であることを要する。
- 7 ③欄は、(ア)重度身体障害者数と(イ)知的障害者数と(ウ)精神障害者数と、(エ)知的障害者数及び(オ)精神障害者数にそれぞれ2分の1を乗じて得た数を合計して得た数とする。
- 8 (3)欄は、②障害者数（短時間労働を含む）を①労働者数（短時間労働を含む）で除した数に、100を乗じた数（小数点以下切捨て）とする。  
なお、その割合は20%以上であることを要する。
- 9 (4)欄は、③重度身体障害者数を②障害者数（短時間労働を含む）で除した数に、100を乗じた数（小数点以下切捨て）とする。  
なお、その数は30%以上であることを要する。
- 10 本表の記載事項について、その事実を証する書類（労働者名簿、賃金台帳、身体障害者手帳の写し等）を添付すること。

共同受注窓口調書

年 月 日

栃木県知事様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者職・氏名：

共同受注窓口として、あっせん等を行う障害者支援施設等は下記のとおりです。

No.	障害者支援施設等の 設置主体（法人名等）	障害者支援施設等の 名称（事業所名等）	種別	所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

記載上の注意

- 1 申請日現在で、設置主体ごとに整理して記入すること。
- 2 種別の欄には、下記の分類から当てはまる番号を記載すること。
  - ①障害者支援施設
  - ②地域活動支援センター
  - ③生活介護事業所
  - ④就労移行支援事業所
  - ⑤就労継続支援A型事業所
  - ⑥就労継続支援B型事業所
  - ⑦小規模作業所
  - ⑧特例子会社
  - ⑨重度障害者多数雇用事業所
  - ⑩在宅就業障害者
  - ⑪在宅就業支援団体
- 3 行数が不足する場合には、適宜行数を追加し、共同受注窓口としてあっせん等を行う全ての障害者支援施設等を記入すること。



年 月 日

様

栃木県知事

印

障害者支援施設等に準ずる者の認定について

年 月 日付けをもって申請のありました標記については、栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第4条の規定に基づき、下記区分により障害者支援施設等に準ずる者に認定します。

認定区分	
------	--

年 月 日

様

栃木県知事

印

障害者支援施設等に準ずる者の不認定について

年 月 日付けをもって申請のありました標記については、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

別記様式第4号（第6条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届

年 月 日

栃木県知事 様

所在地又は住所:

法人名又は氏名:

代表者職・氏名:

担当者連絡先

部署・職・氏名:

電話・FAX 番号: (電話) (FAX)

メールアドレス:

年 月 日付け 第 号をもって通知のあった認定を受けた事項について変更がありましたので、栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

[変更事項]

1 申請者に関する変更

変更項目	変更前	変更後	変更年月日
所在地又は住所			
法人名又は氏名			
代表者職・氏名			

2 認定事業所に関する変更

変更項目	変更前	変更後	変更年月日
事業所名称			
所在地			

3 主な取扱物品又は役務（サービス）に関する変更

変更項目	変更前	変更後	変更年月日
物品の名称			
役務の名称			

※変更事項1～3のうち、該当する番号に「○」を付けるとともに、該当する変更項目に「○」を付けること。

※変更内容を証明する書類を添付すること。

別記様式第5号（第7条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届

年 月 日

栃木県知事 様

所在地又は住所:

法人名又は氏名:

代表者職・氏名:

担当者連絡先

部署・職・氏名:

電話・FAX 番号: (電話) (FAX)

メールアドレス:

年 月 日付け 第 号による標記認定について、下記により認定を辞退したいので、  
栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第7条の規定に基づき、届け出ます。

記

理 由	
-----	--

別記様式第6号（第8条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届

年 月 日

栃木県知事 様

所在地又は住所:

法人名又は氏名:

代表者職・氏名:

担当者連絡先

部署・職・氏名:

電話・FAX 番号: (電話) (FAX)

メールアドレス:

年 月 日付け 第 号による標記認定について、要件を喪失したことから、栃木県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 認定事業所（特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所のみ記入）

事業所名称	
所在地	

2 欠格事由

要件喪失 年 月 日	
理由	

年 月 日

様

栃木県知事

印

障害者支援施設等に準ずる者の認定取消しについて

年 月 日付け 第 号により認定しました標記については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取消す理由